

# ○松江市指定管理者の管理する八雲高齢者交流サロンの設置及び管理に関する条例

平成17年12月27日  
松江市条例第459号

## (設置)

第1条 高齢者が気軽に立ち寄り、生きがい活動及び仲間づくりをする場として、松江市が指定管理者に管理させる松江市八雲高齢者交流サロン(以下「交流サロン」という。)を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 交流サロンの名称及びその位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊野高齢者交流サロン	松江市八雲町熊野773番地1

## (指定管理者による管理)

第3条 交流サロンの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを任せることができる。

## (指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流サロンの施設及び設備(以下「施設等」という。)の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 福祉の増進を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交流サロンの管理運営上必要と認める業務

## (休館日)

第5条 交流サロンの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は休館日を指定することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

## (開館時間)

第6条 交流サロンの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

## (使用の許可)

第7条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

## (使用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、交流サロンの管理上支障があると認められるとき。

## (使用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、施設等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は交流サロンの管理上特に必要があるときは、使用許可を取り消し、又は使用許可の条件を変更し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項に規定する使用許可の取消し、使用許可の条件の変更又は使用の停止によって使用者に損害が生じることがあつても、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

## (使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

## (使用料)

第11条 交流サロンの使用料は、無料とする。

## (原状回復)

第12条 使用者は、施設等の使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

## (目的外使用の禁止)

第13条 使用者は、施設等を許可に係る使用目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。

(市長による管理)

第15条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、交流サロンの管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が交流サロンの管理を行う場合にあっては、第5条及び第6条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第7条、第8条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、松江市八雲高齢者交流サロンの設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第218号)の規定によりなされた使用の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(松江市八雲高齢者交流サロンの設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 松江市八雲高齢者交流サロンの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成27年12月18日松江市条例第66号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月16日松江市条例第14号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。